

損益の通算の計算書 (書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。)

(平成 年分)

氏名 _____

提出用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1 経常所得の損益の通算

A	経常所得	①	円
---	------	---	---

・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類			④ 差引金額	⑤ 通算後	⑥ 特別控除額	⑦ 譲渡・一時所得の通算後	
						円	円
B	譲渡	短期	△	⑦	⑥	譲渡・一時所得の通算	⑧
		長期					⑨
	一時	総合	⑩	⑪	⑫	⑬	
		総合	⑭	⑮	⑯	⑰	

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署におたずねください。）。

※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2 「一時」の⑮は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。

3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の⑫及び⑬は、次により書いてください。

- i 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と⑧の金額（赤字のときは0）を書きます。
- ii 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑫・⑬の順に、それぞれ⑦と⑧の金額を書きます。ただし、⑫と⑬の合計額は50万円が限度となります。

4 「一時」の「⑥特別控除額」の⑮には、「一時」の⑮が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所得の種類			① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 所得金額	
							円	円
A	経常所得		①	第1次	第2次	第3次	⑥	⑦
B	譲渡	短期	△	1次	2次	3次	⑧	⑨
		長期						
	一時	総合	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
		総合	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
C	山林		⑳	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
D	退職		㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
所得金額の合計額（⑥から㉝までの合計額）							㉞	㉟

1 「①通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。

2 「山林」の⑳及び「退職」の㉘は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

損益の通算の計算書 （書き方については、裏面を読んでください。）

（平成 年分）

氏名 _____

控
用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

1 経常所得の損益の通算

A	経常所得	①	円
---	------	---	---

・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類			① 差引金額	② 通算後	③ 特別控除額	④ 譲渡・一時所得の通算後			
B	譲渡 短期	総合	円	通算	⑦ 円	⑧ 円	譲渡・一時所得の通算	⑨ 円	
		分離 (特定損失額)	△						⑩ 円
		総合							
	一時		⑪ (赤字のときは0)	⑫	⑬				

- 「①差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。
「①差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署におたずねください。）
※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 「一時」の⑫は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。
- 「譲渡」の「③特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。
i 「②通算後」の⑦と⑩の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と⑩の金額（赤字のときは0）を書きます。
ii 「②通算後」の⑦と⑩の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑩の順に、それぞれ⑦と⑩の金額を書きます。
ただし、⑦と⑩の合計額は50万円が限度となります。
- 「一時」の「③特別控除額」の⑫には、「一時」の⑫が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所得の種類			① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 所得金額
B	譲渡 短期	総合	円	第1次	第2次	第3次	円
		分離 (特定損失額)	△				
		総合					
	一時		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

- 「①通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
- 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、裏面を読んでください。

○この用紙は
控用
です。
申告には、必ず
提出用
を使
って
くだ
さい。

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

- (1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄
「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。
 - ・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。
- (2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄
「㉔通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。
※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉔通算後」の金額から「㉖特別控除額」を差し引いた金額になります。

2 「3 損益の通算」の各欄

- (1) 「㉗第1次通算後」の各欄
 - イ 「㉗通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉗通算前」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「㉗通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。
 - ハ 「㉗通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。
- (2) 「㉘第2次通算後」の各欄
 - イ 「㉘第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉘第1次通算後」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「㉘第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。
 - ハ 「㉘第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。
- (3) 「㉙第3次通算後」の各欄
 - イ 「㉙第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。
 - ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉙第2次通算後」の金額をそのまま転記します。
- (4) 「㉚所得金額」の各欄
 - イ 「㉙第3次通算後」の㉑と㉒の金額の合計額が黒字の場合…「㉚所得金額」の㉓には、㉑と㉒の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉙第3次通算後」の金額を転記します。
 - ロ イ以外の場合…「㉚所得金額」に「㉙第3次通算後」の金額を転記します。

3 申告書への転記

- (1) 申告書B第一表
 - イ 「所得金額」欄の①から⑦
申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。
 - ロ 「収入金額等」欄の⑧、⑨及び「所得金額」欄の⑩
 - i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合
③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑧に、⑤の金額を「収入金額等」欄の⑨に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑩にそれぞれ転記します。

ii i 以外の場合

- ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑨に、⑫の金額を「収入金額等」欄の⑩に、⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑪にそれぞれ転記します。
 - ハ 「収入金額等」欄の⑪及び「所得金額」欄の⑫
 - ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⑪に、⑪と⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑫にそれぞれ転記します。
- (2) 申告書第三表（分離課税用）
 - ・ 「所得金額」欄の⑬及び⑭
 - ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑬に、⑯の金額を「所得金額」欄の⑭にそれぞれ転記します。